

指定（介護予防）訪問看護 重要事項説明書

(2025 年 4 月 1 日改定)

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	ケアパートナー株式会社		
主たる事務所の所在地	〒108-0075 東京都港区港南二丁目16番1号イーストワンタワー21階		
代表者（職名・氏名）	代表取締役 ●●●●●		
設立年月日	1999年2月		
電話番号	電話 03-6404-8111		

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ケアパートナー岡崎北 訪問看護ステーション	管理者	●●●●●
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護		
事業所の所在地	〒444-0913 岡崎市葵町 1-2 サンライズ深津 206		
電話番号・FAX	電話 0564-22-3016 FAX 0564-22-3015		
サテライト事業所	ケアパートナー岡崎北 訪問看護ステーション 小呂分室 〒444-0004 岡崎市小呂町字2丁目99-3		
定年月日	2018年7月1日		
事業所番号	(介護・予防) 2362190387	(ステーションコード)	219, 038. 7
通常の事業の実施地域	岡崎市、安城市、豊田市、幸田町		

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定訪問看護（介護予防訪問看護）が行う訪問看護ステーション事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員その他の従業者が、老人保健法及び健康保険法、介護保険法に基づき主治の医師が訪問看護（介護予防訪問看護）の必要を認めた看護を必要とする状態にある高齢者に対し、適正な訪問看護（介護予防訪問看護）を提供する事を目的とします。
運営の方針	① 事業所の訪問看護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。 ② 事業所の訪問看護員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、お客様の心身の機能の維持回復を図り、維持又は向上を目指すものとします。 ③ 事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	業務内容	常勤	非常勤
管理者（看護師）	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1 ※兼務	
看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	8	5
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	4	2
作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	1	2
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリをします。	-	-
事務員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	-	2

5. サービス内容

①	健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
②	日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
③	在宅リハビリテーション看護（寝たぎりの予防・手足の運動など）
④	療養生活や介護方法の指導
⑤	認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
⑥	カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
⑦	生活用具や在宅サービス利用についての相談
⑧	終末期の看護

6. 訪問看護サービス情報の公表

事業者は、お客様が適切に訪問看護サービスを選択できるように、サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することとします。

7. サービス提供の手順

(1) サービス利用の開始

主治の医師が訪問看護の必要を認めることが前提となります。主治の医師または、当事務所へご相談ください。当社社員が主治の医師と連携を取り、訪問の指示を受け、当社社員がお伺いします。

(2) 営業日時

営業日	月曜日～金曜日 休日 土・日曜日（サテライトに関しては土日も営業） ※ただし、12 月 30 日～1/3 に関しましては、休業日となりますが必要に応じて適宜対応いたします。
営業時間	午前8時30分から午後17時30分まで

(3) サービスの提供方法

- ① サービスの提供にあたっては、主治の医師からの指示と居宅（介護予防）サービス計画に基づき、お客様が日常生活を営むために必要な援助を行います。
- ② サービスの提供にあたっては、お客様またはそのご家族に対し、サービス提供方法について理解しやすいように説明を行います。
- ③ サービスの提供にあたっては、適切な技術をもってサービスを提供します。
- ④ 常時、お客様の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、お客様又はそのご家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

8. 利用料

利用料金については別紙の利用料金表を参照ください。

9. 虐待の防止

お客様の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（お客様のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がお客様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (5) 虐待防止に関する責任者を配置しております。 虐待防止に関する責任者 ●●●●●

10. 身体拘束防止

サービスの提供にあたっては、当該お客様又は他のお客様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のお客様の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合、①緊急性②非代替性③一時性の要件を満たしていることを、カンファレンスにて確認の後、お客様及びご家族等（後见人含む）に説明し、同意を得た上で、その実施状況や時間等について、経過観察記録を作成し保管いたします。

①	緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、お客様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
②	非代替性	身体拘束以外に、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
③	一時性	お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. 個人情報の保護及び秘密の保持

事業所は、お客様及びそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

事業所が得たお客様及びそのご家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、お客様の個人情報を用いる場合はお客様の同意を、お客様のご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

12. 事故発生時・緊急時対応

- (1) 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、お客様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- (2) サービスの提供中にお客様の容態、病状等の変化、その他緊急事態が生じた場合等、必要と判断した場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置をおこないます。なお、主治の医師の連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。
- (3) 看護師等は然るべく処置をした場合は、速やかに管理者又は主治の医師に報告をします。
- (4) 上記の緊急時等に対応するため、携帯電話等にて常時連絡可能な体制をとるものとします。また、お客様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

13. サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は提供の日から5年間保存します。
- ② お客様は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14. 相談・苦情窓口

事業所苦情相談窓口	担当者 管理者 ●●●●● 連絡先 0564-22-3016
本 社 窓 口 (お客様相談室)	担当者 総務課長 連絡先 0120 (528) 610 受付時間 9：00～17：00 (土日祝除く)
事業所外苦情相談窓口	岡崎市 介護保険課 (福祉会館1階) TEL：0564-23-6682
	豊田市 介護保険課 (市役所東庁舎1階 高齢福祉課) TEL：0565-34-6634
	安城市 介護保険課 (市役所1階 高齢福祉課) TEL：0566-71-2257
	幸田町 福祉課 (幸田町役場) TEL：0564-62-1111
	西三河福祉相談センター TEL：0564-27-2716
	愛知県国民健康保険団体連合会 (国保会館南館7階) TEL：052-971-4165

※相談苦情対応は所長及び担当訪問看護師が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。
※その他、お住まいの役所及び都道府県国民健康保険組合において以下の窓口にて苦情申し立て等ができます。

15. 衛生管理等

- (1) すべてのサービス提供の場において、標準予防策に則り、適切に衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回程度開催します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修等を定期的実施します。

16. 福祉サービス第三者評価 第三者評価実施の有無 無し

17. 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 留意事項

訪問看護サービスの提供にあたり、以下に該当する行為は行いません。

- ① 金品・物品等の授受
- ② ご家族に対するサービスの提供
- ③ 営利活動・政治活動・宗教活動
- ④ その他、お客様もしくはご家族に対する迷惑行為

ケアパートナーは、訪問看護サービス（予防訪問看護）の提供開始に当たり、重要事項説明書に基づいて訪問看護サービスの説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を2通作成し、ケアパートナー、お客様（またはその代理人様）は、署名のうえ、各1通を保管するものとします。

年 月 日

事業者 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号イーストワンタワー21階

名称 ケアパートナー株式会社

代表者名 代表取締役 ●●●●●

サービス事業所 所在地 愛知県岡崎市葵町1-2 サンライズ深津206

名称 ケアパートナー岡崎北 訪問看護ステーション

説明者 管理者 ●●●●●

私は、重要事項説明書に基づいて、サービス内容および重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意します。

年 月 日

お客様 ご住所

ご芳名 様

☐ 代理人様・☐ 立会人様 または ☐ 署名代行人様（お客様との続柄： ）
※該当する項目に☑を入れてください。

ご住所

ご芳名 様

- (注1)「立会人様」欄には、ご本人とともに契約内容を確認し、緊急時などにお客様の立場に立って事業者との連絡調整等を行う方がいる場合に記載してください。
- (注2)「署名代行人様」欄には、ご本人が身体上の理由等により、署名ができない場合においてご本人に代わって署名をされる場合に記載してください。
- (注3)「立会人様」および「署名代行人様」は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

確認者

指定（介護予防）訪問看護 重要事項説明書

(2025 年 4 月 1 日改定)

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	ケアパートナー株式会社		
主たる事務所の所在地	〒108-0075 東京都港区港南二丁目16番1号イーストワンタワー21階		
代表者（職名・氏名）	代表取締役 ●●●●●		
設立年月日	1999年2月		
電話番号	電話 03-6404-8111		

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ケアパートナー岡崎北 訪問看護ステーション	管理者	●●●●●
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護		
事業所の所在地	〒444-0913 岡崎市葵町 1-2 サンライズ深津 206		
電話番号・FAX	電話 0564-22-3016 FAX 0564-22-3015		
サテライト事業所	ケアパートナー岡崎北 訪問看護ステーション 小呂分室 〒444-0004 岡崎市小呂町字2丁目99-3		
定年月日	2018年7月1日		
事業所番号	(介護・予防) 2362190387	(ステーションコード) 219.038.7	
通常の事業の実施地域	岡崎市、安城市、豊田市、幸田町		

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定訪問看護（介護予防訪問看護）が行う訪問看護ステーション事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員その他の従業者が、老人保健法及び健康保険法、介護保険法に基づき主治の医師が訪問看護（介護予防訪問看護）の必要を認めた看護を必要とする状態にある高齢者に対し、適正な訪問看護（介護予防訪問看護）を提供する事を目的とします。
運営の方針	① 事業所の訪問看護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。 ② 事業所の訪問看護員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、お客様の心身の機能の維持回復を図り、維持又は向上を目指すものとします。 ③ 事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	業務内容	常勤	非常勤
管理者（看護師）	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1 ※兼務	
看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	8	5
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	4	2
作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	1	2
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリをします。	-	-
事務員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	-	2

5. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
④ 療養生活や介護方法の指導
⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
⑧ 終末期の看護

6. 訪問看護サービス情報の公表

事業者は、お客様が適切に訪問看護サービスを選択できるように、サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することとします。

7. サービス提供の手順

(1) サービス利用の開始

主治の医師が訪問看護の必要を認めることが前提となります。主治の医師または、当事務所へご相談ください。当社社員が主治の医師と連携を取り、訪問の指示を受け、当社社員がお伺いします。

(2) 営業日時

営業日	月曜日～金曜日 休日 土・日曜日（サテライトに関しては十日も営業） ※ただし、12月30日～1/3に関しましては、休業日となりますが必要に応じて適宜対応いたします。
営業時間	午前8時30分から午後17時30分まで

(3) サービスの提供方法

- ① サービスの提供にあたっては、主治の医師からの指示と居宅（介護予防）サービス計画に基づき、お客様が日常生活を営むために必要な援助を行います。
② サービスの提供にあたっては、お客様またはそのご家族に対し、サービス提供方法について理解しやすいように説明を行います。
③ サービスの提供にあたっては、適切な技術をもってサービスを提供します。
④ 常時、お客様の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、お客様又はそのご家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

8. 利用料

利用料金については別紙の利用料金表を参照ください。

9. 虐待の防止

お客様の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
(2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（お客様のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
(4) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がお客様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
(5) 虐待防止に関する責任者を配置しております。 虐待防止に関する責任者 ●●●●●

10. 身体拘束防止

サービスの提供にあたっては、当該お客様又は他のお客様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のお客様の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合、①緊急性②非代替性③一時性の要件を満たしていることを、カンファレンスにて確認の後、お客様及びご家族等（後见人含む）に説明し、同意を得た上で、その実施状況や時間等について、経過観察記録を作成し保管いたします。

④ 緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、お客様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
⑤ 非代替性	身体拘束以外に、お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
⑥ 一時性	お客様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. 個人情報の保護及び秘密の保持

事業所は、お客様及びそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

事業所が得たお客様及びそのご家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、お客様の個人情報を用いる場合はお客様の同意を、お客様のご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

12. 事故発生時・緊急時対応

- (1) 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、お客様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- (2) サービスの提供中にお客様の容態、病状等の変化、その他緊急事態が生じた場合等、必要と判断した場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置をおこないます。なお、主治の医師の連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとします。
- (3) 看護師等は然るべく処置をした場合は、速やかに管理者又は主治の医師に報告をします。
- (4) 上記の緊急時等に対応するため、携帯電話等にて常時連絡可能な体制をとるものとします。また、お客様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・加入保険会社名 東京海上日動 ・保険の内容 賠償責任保険

13. サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は提供の日から5年間保存します。
- ② お客様は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14. 相談・苦情窓口

事業所苦情相談窓口	担当者 管理者 ●●●●● 連絡先 0564-22-3016
本 社 窓 口 (お客様相談室)	担当者 総務課長 連絡先 0120 (528) 610 受付時間 9:00～17:00 (土日祝除く)
事業所外苦情相談窓口	岡崎市 介護保険課 (福祉会館1階) TEL: 0564-23-6682
	豊田市 介護保険課 (市役所東庁舎1階 高齢福祉課) TEL: 0565-34-6634
	安城市 介護保険課 (市役所1階 高齢福祉課) TEL: 0566-71-2257
	幸田町 福祉課 (幸田町役場) TEL: 0564-62-1111
	西三河福祉相談センター TEL: 0564-27-2716 愛知県国民健康保険団体連合会 (国保会館南館7階) TEL: 052-971-4165

※相談苦情対応は所長及び担当訪問看護師が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

※その他、お住まいの役所及び都道府県国民健康保険組合において以下の窓口にて苦情申し立て等ができます。

15. 衛生管理等

- (1) すべてのサービス提供の場において、標準予防策に則り、適切に衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回程度開催します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修等を定期的実施します。

16. 福祉サービス第三者評価 第三者評価実施の有無 無し

17. 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、お客様に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 留意事項

訪問看護サービスの提供にあたり、以下に該当する行為は行いません。

- ① 金品・物品等の授受
- ② ご家族に対するサービスの提供
- ③ 営利活動・政治活動・宗教活動
- ④ その他、お客様もしくはご家族に対する迷惑行為

ケアパートナーは、訪問看護サービス(予防訪問看護)の提供開始に当たり、重要事項説明書に基づいて訪問看護サービスの説明を行いました。

本書交付を証するため、本書を2通作成し、ケアパートナー、お客様(またはその代理人様)は、署名のうえ、各1通を保管するものとします。

年 月 日

事業者	所在地	東京都港区港南二丁目16番1号イーストワンタワー21階
	名称	ケアパートナー株式会社
	代表者名	代表取締役 ●●●●●
サービス事業所	所在地	愛知県岡崎市葵町1-2 サンライズ深津206
	名称	ケアパートナー岡崎北 訪問看護ステーション
	説明者	管理者 ●●●●●

私は、重要事項説明書に基づいて、サービス内容および重要事項の説明を受け、その説明を受けた内容について同意します。

年 月 日

お客様

様

ご住所

ご芳名

様

□代理人様・□立会人様 または □署名代行人様(お客様との続柄:)

※該当する項目に☑を入れてください。

ご住所

ご芳名

様

- (注1)「立会人様」欄には、ご本人とともに契約内容を確認し、緊急時などにお客様の立場に立って事業者との連絡調整等を行う方がいる場合に記載してください。
- (注2)「署名代行人様」欄には、ご本人が身体上の理由等により、署名ができない場合においてご本人に代わって署名をされる場合に記載してください。
- (注3)「立会人様」および「署名代行人様」は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

介護保険 利用料金表

(2024.6.1～)

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「お客様負担金」は、原則として、各サービスに応じた基本利用料にお客様ごとに定められた負担割合を乗じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

当ステーションの地域区分	6級地
1級地の地域単価は11.40円	

(1)介護保険給付対象利用料金（非課税）

【基本報酬】

※早期夜間 25%増し 深夜 50%増し

時間帯	全額負担の場合			1割負担			2割負担			3割負担		
	通常	早期夜間	深夜	通常	早期夜間	深夜	通常	早期夜間	深夜	通常	早期夜間	深夜
20分未満 314単位	3,271円	4,088円	4,906円	328円	410円	492円	655円	818円	982円	982円	1,227円	1,473円
20分以上30分未満 471単位	4,907円	6,133円	7,360円	491円	613円	736円	982円	1,227円	1,473円	1,473円	1,841円	2,209円
30分以上1時間未満 823単位	8,575円	10,718円	12,862円	858円	1,072円	1,287円	1,715円	2,143円	2,572円	2,573円	3,216円	3,859円
1時間以上1時間30分未満 1128単位	11,753円	14,691円	17,629円	1,176円	1,470円	1,764円	2,351円	2,938円	3,526円	3,526円	4,407円	5,289円

《理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が実施した場合》

時間帯	全額負担の場合			1割負担			2割負担			3割負担		
	通常	早期夜間	深夜	通常	早期夜間	深夜	通常	早期夜間	深夜	通常	早期夜間	深夜
20分 294単位	3,063円	3,828円	4,594円	307円	383円	460円	613円	766円	919円	919円	1,148円	1,378円
40分(20分×2) 294単位×2	6,126円	7,657円	9,189円	613円	766円	919円	1,226円	1,532円	1,839円	1,838円	2,297円	2,757円
60分(20分×3) 265単位×3	8,283円	10,353円	12,424円	829円	1,036円	1,243円	1,657円	2,071円	2,485円	2,485円	3,106円	3,727円

*1日に2回(40分)を超えるリハビリの場合、上記の1回(20分)あたりの単位数が90/100となります。

*「前年度、理学療法士等の訪問回数が看護師の訪問回数を超えている場合等の減算」が適用される場合、上記の1回(20分)あたりの単位数より-8単位減算となります。

【加算】

加算名	単位	全額負担の場合	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件
初回加算(Ⅰ)	350単位 /月	3,647円	365円	730円	1,095円	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所などから退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合
初回加算(Ⅱ)	300単位 /月	3,126円	313円	626円	938円	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所などから退院した翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合
退院時共同指導加算	800単位 /回	6,252円	626円	1,251円	1,876円	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合
看護・介護職員連携強化加算	600単位 /月	6,252円	626円	1,251円	1,876円	訪問介護事業所と連携、助言し計画報告を実施、または連携を目的とした会議に出席した場合
看護体制強化加算(Ⅰ)	550単位 /月	5,731円	574円	1,147円	1,720円	実利用者数に対して緊急時訪問看護加算、特別管理加算の一定基準に達し、ターミナルケア加算5名以上を算定した場合
看護体制強化加算(Ⅱ)	200単位 /月	2,084円	209円	417円	626円	実利用者数に対して緊急時訪問看護加算、特別管理加算の一定基準に達し、ターミナルケア加算1名以上を算定した場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位 /回	82円	7円	13円	19円	個別研修計画の実施、研修会議を月1回以上開催、健康診断の実施等の基準をクリアし、看護師のうち勤続7年以上の者の割合が30%以上の場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3単位 /回	31円	4円	7円	10円	個別研修計画の実施、研修会議を月1回以上開催、健康診断の実施等の基準をクリアし、看護師のうち勤続3年以上の者の割合が30%以上の場合
緊急時訪問看護加算	600単位 /月	6,252円	626円	1,251円	1,876円	お客様の同意の上で、緊急連絡体制をとり、緊急連絡対応を実施する場合
特別管理加算(Ⅰ)	500単位 /月	5,210円	521円	1,042円	1,563円	在宅慢性障害患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である場合
特別管理加算(Ⅱ)	250単位 /月	2,605円	261円	521円	782円	在宅療養療法指導管理などを受けている状態や高度を超える療養の状態である場合
ターミナルケア加算	2500単位 /月	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円	死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
複数名訪問加算(Ⅰ)(20分未満)	254単位 /回	2,646円	265円	530円	794円	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定訪問看護を行うこと
複数名訪問加算(Ⅰ)(30分以上)	402単位 /回	4,188円	419円	838円	1,257円	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定訪問看護を行うこと
複数名訪問加算(Ⅱ)(20分未満)	201単位 /回	2,094円	210円	419円	629円	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して指定訪問看護を行うこと
複数名訪問加算(Ⅱ)(30分以上)	317単位 /回	3,303円	331円	661円	991円	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して指定訪問看護を行うこと
長時間訪問看護加算	300単位 /回	3,126円	313円	626円	938円	特別管理加算対象の方でケアプランに位置づけられており時間30分以上の場合
口腔連携強化加算	50単位 /回	521円	53円	105円	157円	口腔の健康状態の評価及び歯科医との連携

*上記金額表記は参考金額です。利用料金の算定は月の総ご利用点数に地域係数を乗じてご負担金額が計算されますので端数処理の関係で上記金額との誤差が生じる場合があります。

介護予防訪問看護 利用料金表

(2024.6.1～)

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「お客様負担金」は、原則として、各サービスに応じた基本利用料にお客様ごとに定められた負担割合を乗じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

当ステーションの地域区分	6級地
1級地の地域単価は11.40円	

(1)介護保険給付対象利用料金（非課税）

【基本報酬】

※早期夜間 25%増し 深夜 50%増し

時間帯	全額負担の場合			1割負担			2割負担			3割負担		
	通常	早期夜間	深夜	通常	早期夜間	深夜	通常	早期夜間	深夜	通常	早期夜間	深夜
20分未満 303単位	3,157円	3,946円	4,735円	316円	395円	474円	632円	790円	948円	948円	1,185円	1,422円
20分以上30分未満 451単位	4,699円	5,873円	7,048円	470円	587円	705円	940円	1,175円	1,410円	1,410円	1,762円	2,115円
30分以上1時間未満 794単位	8,273円	10,341円	12,409円	828円	1,035円	1,242円	1,655円	2,068円	2,482円	2,482円	3,102円	3,723円
1時間以上1時間30分未満 1090単位	11,357円	14,196円	17,035円	1,136円	1,420円	1,704円	2,272円	2,840円	3,408円	3,408円	4,260円	5,112円

《理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が実施した場合》

時間帯	全額負担の場合			1割負担			2割負担			3割負担		
	通常	早期夜間	深夜	通常	早期夜間	深夜	通常	早期夜間	深夜	通常	早期夜間	深夜
20分 284単位	2,959円	3,698円	4,438円	296円	370円	444円	592円	740円	888円	888円	1,110円	1,332円
40分(20分×2) 284単位×2	5,918円	7,397円	8,877円	592円	740円	888円	1,184円	1,480円	1,776円	1,776円	2,220円	2,664円

*「前年度、理学療法士等の訪問回数が看護師の訪問回数を超えている場合等の減算」が適用される場合、上記の1回(20分)あたりの単位数より-8単位減算となります。

*利用開始日の月から起算して12月を超えて訪問を行った場合、上記の1回(20分)の単位数より更に-15単位減算となります。

【加算】

加算名	単位	全額負担の場合	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件
初回加算(Ⅰ)	350単位 /月	3,647円	365円	730円	1,095円	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所などから退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合
初回加算(Ⅱ)	300単位 /月	3,126円	313円	626円	938円	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所などから退院した翌日以降に初回の指定訪問看護を行った場合
退院時共同指導加算	600単位 /回	6,252円	626円	1,251円	1,876円	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合
看護・介護職員連携強化加算	600単位 /月	6,252円	626円	1,251円	1,876円	訪問介護事業所と連携、助言し計画報告を実施、または連携を目的とした会議に出席した場合
看護体制強化加算(Ⅰ)	550単位 /月	5,731円	574円	1,147円	1,720円	実利用者数に対して緊急時訪問看護加算、特別管理加算の一定基準に達し、ターミナルケア加算5名以上を算定した場合
看護体制強化加算(Ⅱ)	200単位 /月	2,084円	209円	417円	626円	実利用者数に対して緊急時訪問看護加算、特別管理加算の一定基準に達し、ターミナルケア加算1名以上を算定した場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6単位 /回	82円	7円	13円	19円	個別研修計画の実施、研修会議を月1回以上開催、健康診断の実施等の基準をクリアし、看護師のうち勤続7年以上の者の割合が30%以上の場合
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3単位 /回	31円	4円	7円	10円	個別研修計画の実施、研修会議を月1回以上開催、健康診断の実施等の基準をクリアし、看護師のうち勤続3年以上の者の割合が30%以上の場合
緊急時訪問看護加算	600単位 /月	6,252円	626円	1,251円	1,876円	お客様の同意の上で、緊急連絡体制をとり、緊急連絡対応を実施する場合
特別管理加算(Ⅰ)	500単位 /月	5,210円	521円	1,042円	1,563円	在宅慢性障害患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である場合
特別管理加算(Ⅱ)	250単位 /月	2,605円	261円	521円	782円	在宅療養療法指導管理などを受けている状態や高度を超える療養の状態である場合
ターミナルケア加算	2500単位 /月	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円	死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
複数名訪問加算(Ⅰ)(30分未満)	254単位 /回	2,646円	265円	530円	794円	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定訪問看護を行うこと
複数名訪問加算(Ⅰ)(30分以上)	402単位 /回	4,188円	419円	838円	1,257円	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定訪問看護を行うこと
複数名訪問加算(Ⅱ)(20分未満)	201単位 /回	2,094円	210円	419円	629円	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して指定訪問看護を行うこと
複数名訪問加算(Ⅱ)(30分以上)	317単位 /回	3,303円	331円	661円	991円	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して指定訪問看護を行うこと
長時間訪問看護加算	300単位 /回	3,126円	313円	626円	938円	特別管理加算対象の方でケアプランに位置づけられており時間30分以上の場合
口腔連携強化加算	50単位 /回	521円	53円	105円	157円	口腔の健康状態の評価及び歯科医との連携

*上記金額表記は参考金額です。利用料金の算定は月の総ご利用点数に地域係数を乗じてご負担金額が計算されますので端数処理の関係で上記金額との誤差が生じる場合があります。

医療保険 訪問看護利用料金（非課税）

(2024.6.1～)

■基本利用料

各種健康保険、公的医療制度が適用されます。各種保険証・高齢者受給者証等をご提示ください。

訪問回数・負担割合		利用料(10割)	※基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
					1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日	週3日まで	13,220円	5,550円	7,670円	1,320円	2,640円	3,970円
	週4日目以降	14,220円	6,550円	7,670円	1,420円	2,840円	4,270円
月の2日目以降	週3日まで	8,550円	5,550円	3,000円	860円	1,710円	2,570円
	週4日目以降	9,550円	6,550円	3,000円	960円	1,910円	2,870円
【注意】以下は難病等複数回訪問加算に該当する場合のみ							
同日2回目		4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
同日3回目		8,000円	—	—	800円	1,600円	2,400円
入院患者の外泊中の訪問看護							
入院中1回につき		8,500円	—	—	850円	1,700円	2,550円

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が週4日目以降に訪問をした場合、基本療養費は5,550円になります。

■基本利用料以外(加算)

			利用料(10割)	利用者負担額		
				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
訪問看護情報提供療養費1・2・3			1,500円	150円	300円	450円
24時間対応体制加算イ			6,800円	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算(Ⅱ)			2,500円	250円	500円	750円
特別管理加算(Ⅰ)			5,000円	500円	1,000円	1,500円
退院時共同指導加算			8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算			2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算			6,000円	600円	1,200円	1,800円
長時間退院支援指導加算(90分超)※複数回で90分超え可			8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算			3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算			2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
緊急訪問看護加算(月14日まで)			2,650円	270円	530円	800円
緊急訪問看護加算(月15日目以降)			2,000円	200円	400円	600円
早朝・夜間訪問看護加算(6-8・18-22) 1日1回まで			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算(22-6) 1日1回まで			4,200円	420円	840円	1,260円
乳幼児加算(6歳未満) 1日1回まで			1,300円	130円	260円	390円
乳幼児加算(上記のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの)			1,800円	180円	360円	540円
複数名 訪問看護加算	①2人目が看護師の場合	週1回まで	4,500円	450円	900円	1,350円
	②2人目が准看護師の場合	週1回まで	3,800円	380円	760円	1,140円
	③2人目がその他職員の場合	週3回まで	3,000円	300円	600円	900円
	④ ③かつ厚生労働大臣が定める場合		3,000円	300円	600円	900円
	1日2回の訪問の場合		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	1日3回以上の訪問の場合		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
ターミナルケア療養費1 (特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定していない場合)			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2 (特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している場合)			10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護医療DX情報活用加算 月1回			50円	10円	10円	20円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)月1回			780円	80円	160円	230円

■保険対象外の利用料金

単位:円 (30分ごと)	時間内	早朝 6:00～8:30	深夜
	8:30～17:30	夜間 17:30～22:00	22:00～翌朝6:00
平日(月～金)	4,000円	5,000円	6,000円
休日(土・日)	5,000円	6,250円	7,500円

■介護保険給付費以外の料金

サービス項目	料金	備考
キャンセル料	500円/回	身体状態の変化以外の急なキャンセルの場合はキャンセル料が発生します。 キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。
オムツ・ガーゼ等	自費	オムツ、ガーゼ等をしようした場合は材料費を徴収します。 (家にある物以外を使用した場合に限る)
交通費	150円/片道	介護保険で実施地域を越えた地点から片道10km未満の場合
	250円/片道	介護保険で実施地域を越えた地点から片道10km以上の場合
	50円/片道	医療保険の方で、ステーションから5km未満
	150円/片道	医療保険の方で、ステーションから5km以上10km未満
	250円/片道	医療保険の方で、ステーションから10km以上20km未満
	350円/片道	医療保険の方で、ステーションから20km以上
死後の処置料	10,000円	身体をきれいにし、外観を美しく整え、家族との別れの準備が出来るように 処置させていただきます。
その他	—	お客様のお住まいでサービスを提供する為に使用する水道・ガス・電気代等の 費用はお客様の負担となります。

■サービスのキャンセルについて

サービスのキャンセルは以下ご連絡先にお早めにお問い合わせいたします。

ケアパートナー岡崎北 訪問看護ステーション				
電話番号	0564-22-3016	受付時間	平日	8:30～17:30
ケアパートナー岡崎北 訪問看護ステーション 小呂分室				
電話番号	0564-24-1056	受付時間	平日・休日	8:30～17:30

■料金のお支払い方法

利用月ごとの計算で請求し、請求書を翌月15日までにのお送り致します。
下記の方法によりお支払いください。

SMBCファイナンスサービス株式会社による銀行口座引き落とし(ゆうちょ銀行含む)

引き落とし日	毎月26日(金融機関休業日の場合は翌営業日)
--------	------------------------